

学校設立之儀ニ付、当七月太政官二百十四号御達並御省十三号御達之旨ヲ遵奉、管下遍ク及説諭、尚更發達方精々致配意居候処、御趣意通り追々貫徹此頃ニ至リ私学・私塾設立開業ノ儀駸々願出、当節專取調中ニ有之、就中今般安八郡大垣ニ於而貫属土族並市民共申合、小学義校取設教則其外体裁粗相備候ニ付、早々開校いたし度段申出、篤取調候処、不都合之廉も無之哉ニ付、別冊教則書并課業表各々式通指出申候間、宜御取捨有之度、右者早々開校他之標準とも致度と存候間、至急御指揮被下度此段相伺候也、

明治五壬申年 岐阜県参事小崎利準 (印)
十一月十五日 岐阜県令長谷部恕連 (印)

文部卿大木喬任殿

小学私学開校聞届候ニ付、第
三十号布令之文例ヲ以テ許
可可致候事、

壬申十一月 (印・文部省)